

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本計画は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された基本指針を計画に反映していきます。

その上で、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（平成37年）を見据え、今後3年間の中で、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを継続して進めるため、第6期計画の基本理念を踏襲します。

基本理念

**地域で見守り・支える、
活力ある生涯現役のまちづくり**

～明るく活力ある2025年の創造～

2 基本方針

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、明るく活力ある2025年を創造するため、以下のとおり基本方針を定めます。

- (1) 介護予防及び要介護度の重度化防止による自立支援の一層の推進
- (2) 自立支援型地域ケア会議の実施によるケアマネジメント力の向上
- (3) 在宅医療と介護連携の更なる推進による在宅生活の限界点の向上
- (4) 地域密着型サービスの充実
- (5) 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り体制の推進及び対応力の向上

3 計画の体系

